

議会運営委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和 7 年 9 月 2 2 日（月）午前 1 0 時 0 0 分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委 員 長	赤 羽 直 一
	副 委 員 長	落 合 信 太 郎
	委 員	佐 野 太 一
	〃	小 堤 修
	〃	金 澤 克 仁
	〃	染 谷 和 博
	〃	入 江 洋 一
	〃	遠 山 智 恵 子

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者	議 長	山 野 井 隆
	議 会 事 務 局 長	前 野 拓
	議 会 事 務 局 次 長	蛭 原 康 友
	議 会 事 務 局 長 補 佐	小 笠 原 一 裕

○ 調 査 事 件 （１）取手市議会基本条例の検証について
（２）一般会計予算・決算審査特別委員会について
（３）その他

○調査の経過

午前 10 時 分開議

○赤羽委員長 ただいまの出席委員数 8 名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから議会運営委員会を開会します。次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。

それでは、協議事項に沿って会議を進めます。

初めに、協議事項の 1、議会基本条例の検証についてを議題といたします。8 月 27 日の議会運営委員会において、本日配付しております配付資料 1 の取手市議会基本条例検証シートに記載した項目 1 から項目 15 までの 15 項目について検証することが決定しております。検証のやり方ですが、配付資料の取手市議会基本条例検証シートを用いて検証いたしたいと思います。表中の条文と課題等の欄に記載された内容は、皆さんから報告をいただき、前回 8 月 27 日の議会運営委員会において配付した内容と同様のものになります。この後、検証シートの課題等を踏まえた意見以降の欄について、今後、取組や改善をする

必要の有無や内容、その際に条例改正が必要かどうか、改正するとしたら、どのような内容、方向性かについて1項目ずつ自由討議の形式で進めていきます。積極的かつ丁寧な討議を求めます。まず本日、全15項目のうち何項目めまでの検証を行うかを決めたいと思います。全部で15項目と検証項目の量が多いことから、私としましては2回に分け、本日は項目番号1から項目番号8までの8項目について検証し、次回に、残された項目番号9番以降の7項目の検証を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように進めます。次回の日程は、最後に調整いたします。

それでは初めに1項目め、第3条についてです。こちらは、みらいから挙げられた意見になります。ここに挙げられている課題等について、今後の取組や改善の必要性、条例改正の必要性について御意見ございませんか。——何か御意見ありませんか。

染谷委員。

○染谷委員 こちらのほうの課題等にあるように、本会議場で所属委員会の質疑をし、また委員会でも質疑できるという状態が今続いておりまして、結構な方がやられているような印象があるんですが、この辺やはり整理する必要があるのかなと思います。

○赤羽委員長 染谷委員から、そのような御意見がありました。

入江委員。

○入江委員 この案件に関しましては、みらい——私たちのほうから提出いたしましたが、染谷委員と一緒に、やはり委員会に所属している議員が本会議で質疑すると、公平性という部分から見ても、また同じ委員会でするわけですから、したくてもできない委員もいるわけですから、その辺はきちんと精査すべきだと思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。ちょっとみらいに確認なんですが、これは議案質疑であって一般質問ではないですね。

○入江委員 議案質疑で一般質問ではないです。

○赤羽委員長 かつて——確か、かつては一般質問においても、所属委員会の質問は、なるべく避けるというような申合せがあったこともありますけれども……

〔「それはないな」と発言する者あり〕

〔「僕が議員になってからはそんなことはないです」と発言する者あり〕

○赤羽委員長 （続）議案質疑だけに限ってですね。はい。

そのほか。——じゃあ、皆さん意見がないようでしたら、そのように議員が心がけると。ただ、その方法として、このみらいさんからの提案ですか——ところには、一番最後のほうに、例外を認めるときには議長の許可を要することと書いてありますが、これを入れますか。そこのところが、何て言いますか、紳士協定にするのか、それとも絶対駄目というふうにするのか。それとも、議長の許可で認められるようにするのか。

染谷委員。

○染谷委員 みらいさんの言っているとおり、例外的に議長の許可を得ればできるというふうにしておかないと、非常に大きな問題があったときに、本会議場でできないことになっ

てしまうので、これがいいんじゃないかと思います。

○赤羽委員長 そのほか。

遠山委員。

○遠山委員 そもそも委員会に市長が出席していないということから、本会議でも議場でも質疑はできる。市長に対しての姿勢っていうか——姿勢と言うとまた個人的な——そういうことじゃなくて、取手の首長として、「くびなが」としてのやっぱり立場で答弁いただくということで、投げかける質疑を行うということで、私はそれはあり得ると思うんですよ。また、それが1点。あともう1点は、議場の質疑は8分なんですけど、委員会だと5分なんですよね。だから、そういう意味で質疑の時間もやっぱり委員会は何か短いということで、そういう意味では、何か議場での質疑もやっぱりあり得るだろうなって。活発な議会を運営するには、やっぱりそのぐらい必要なんじゃないかなど。これ前は、そういう縛りもなかったわけで、もっともっとどんどん自由闊達にやっていたものが、どんどんどんどん効率化だとか何か言いながら狭めてきてた——議員自ら狭めてきたという経緯があります。そういう意味では、いかななものかなって根本的に私は思ってるんですけど、一応流れ的に市長が出席していない委員会に、市長が求めれば来てくれるってなれば、委員会でもちょっと集中審議ということもできなくはないので、であれば、本会議では控えるっていうのもやぶさかではありませんけど、でも市民には、より見えるためにはと思うんですけどね。そんなことを考えてきました。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 遠山委員の言ってることが分かる部分もあるんですが、分からない部分も多々ございました。今も現在も紳士協定じゃないけど、控えるっていうような申合せというか、紳士協定的なことはあるんですけど、それがやはり守られていないので、先ほど染谷委員が言ったように、こちらにも書いてありますけど、議長の許可を要することと一言、付け加えてやったほうがいいのではないかと思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 第3条に対して、みらいのほうの課題の中に、基本条例が掲げる公平性の確保ってありますよね、指摘。それを取り上げているわけなんですけど、もしそれを言うならば、発言した人の発言をこう、止めるっていうか——止めるというんじゃないくて、逆に委員外議員の発言をもう少し積極的に受入れていくということも一つ、公平性の立場を言うのであれば、それも必要だろうなあと。

○赤羽委員長 話題がちょっとそれてますので、その件についてはまた別な形でご提案頂ければと思います。それから私は公平性の確保はされてると思うんですよ。どの議員もどっかの常任委員会に属してるわけですから、ですから、そういう面では、どっかの常任委員会に付託されているわけですから、そこで審議ができるという面では、私、公平性という面では、別に不公平だとは思っておりません。私の意見として。

金澤委員。

○金澤委員 本会議でする質疑と委員会する質疑で分けて考えたときに、どうしても自分の所管の委員会に議案なんだけれども、市の大きな方向性とか、大きな政策、市政のの疑

義をただすというところで本会議での質疑というのものないことのないのかなと思うんですけども、多分未来さんが御指摘をされてる内容というのは、本当にそれは完全に委員会での質疑の内容だよというところを会議でやっているからこういった話になってくると思うんですけども、私はこの申合せ事項としてこういう形で書いてあるのであれば、今回はサッカーに例えるのがいいかどうか分からないですけど、イエローカードみたいな感じで、皆さん改めて注意しましょうと注意喚起にしておいて、なかなかこの議員の発言をこういった形で縛るというのは結構難しいので、相当慎重にいかないといけないと思いますので、こういう意見はすごいよく分かりますけれども、今後、本当に議員一人一人が自分も含めて、よく注意していくということのほうがいいのかなと思いますし、ただ遠山委員が言っていた議案質疑の時間なんですけれども、これは議案質疑だけに絞っていけば、5分8分で十分自分の意見や、余計な話をしなければいけないと思いますので、その時間が足りないというのは、合わないと思います。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 今、ちょっと時間の話が出たんで、私議員になったときには、質疑の時間制限はありませんでした。それがなぜできたかというところある委員さんが、決算か予算どちらか忘れましたけど、一つの項目で1時間以上やったんですね。それで、皆さんこれじゃ駄目だって、そこで初めて時間制限というのが出たので、それはこちらサイドの問題で、やはり自分たちが良識を持ってやらなきゃいけないというのを、しっかり心にとめておかないとかやっけていろんな規制ができてしまうということですので、こちらサイドで気をつけていけばいいんじゃないかなというふうに思います。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 今、やっけるのは質疑の時間ではないと思うんですけど。やはりね、同一委員会なのに本会議でその質疑を——いわゆるそれが市にとって重大な案件だとは思ってるかどうかは、議員一人一人によって温度差があると思うんですね。やる人はそれがすごく重大だって言われればそれまでになってしまうし、やっぱその辺はきちんと、議長に精査していただいて、ここにも付け加えてあるように、議長にそれを、許可を要することとなっておりますので、きちんと議長にその辺は判断をしていただいていたいただきたいと思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 では、申合せ事項にするか、それとも議長の許可を求めることにするかこの二つの意見が、大体出ていると思います。どのようにいたしましょうか。基本条例にこれを組み込むことにしますか。それとも……、

○赤羽委員長 議長。

○山野井議長 議員提要に書いてある内容と第3条が矛盾してる状態なので、その議論で出てきているというのが補足です、みらいの中で話し合ったときには。議員提要の中では控えることとなっておりますので、所管委員会の。たしかそうなっていたと思います。3条の公平性でいうと、13分質疑できる議員と8分の議員と分かれてしまうので、公平性の部

分で矛盾するという視点で、これを出したというふうに記憶してます。

〔発言する者あり〕

○赤羽委員長 ここに議員は自分が所属する委員会の所管の質疑は自主的に慎むものとするというふうになってるんですね。ここですよ。82 ページいま通知しています。82 ページの議会の運営方法を議会委員会中心質疑とすることという下から4番目の項目に、従来どおり委員会中心主義する市長が委員会出席できるよう……。ここじゃないや、ごめんなさい。その下だ。所管常任委員会の質疑……。じゃないな。3つ目と4つ目だね。4つ目の議会運営方法を委員会中心とすることの後段で、議員は自分が所属する委員会所管の質疑は自主的に慎むものとするというふうに入ってるんですよ。だから、これを守っていただければ別に改めて基本条例に入れることはないと思うんですがいかがですか。

入江委員。

○入江委員 これに付け加えて、質疑を行いたい場合は議長の了解を得るというのを文言を付け加えてみてはいかがかと思います。

○赤羽委員長 それは基本条例じゃなくて、提要のほうで、この申合せ事項のほうに付け加えるということではよろしいですか。

○入江委員 はい。そのとおりです。

○赤羽委員長 いかがでしょうか。——じゃあ、議会運営申合せ事項のところで、所管の委員会の質疑は自主的に慎むものとする。その後、質疑したい議員は議長の許可を得ることということをつけ加えるということ……。――

遠山さん、どうぞ。

○遠山委員 ちょっと自主的に慎むって言うとなんかちょっと。みらいのほうで提案っていうかしてくれているのが、原則として控えること、私はこのほうがちょっと文言、気持ち——慎むと言うと、何となく、それより控える。それで、例外的にっていうことであれば、むしろ幅を持たせてくれたんだなっていうふうにね、明確に。それから、この点では、市長も自覚してくれてますよね。

○赤羽委員長 それは市長に聞いてみないと分からないから。

○遠山委員 はい。改めて後で聞いておいてください、議運の委員長として。

○赤羽委員長 どうしましょう。——「慎む」じゃなくて「控えるものとする」ということですか。

小堤委員。

○赤羽委員長 遠山委員にお聞きしますが、これ個人的な文言の解釈なんだろうけど、「慎む」と「控える」では遠山委員はどういうふうに違うと感じてるんですか。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 小堤委員にお答えします。何か今改めて、こういうふうに申合せで決めてたのかと思ったんですよ。市長の出席を求めることもできるっていうのも、ちゃんと明記してたし、それから改めて、それで読んだときに、何か慎むって言うとなんか常識を踏まえた上で控えるというか慎む。そっちのほうにちょっと私は何か感じて、私は逆に違和感を感じたんです。それよりも、議会の申合せっていう文言であれば、質疑を原則として控えること

のほうが適当かなと思います。私は、みらいの提案に賛成したい……。

○赤羽委員長 日本語の解釈についての話題になってしまいましたけども、どういたしますか。——でも、どちらにしても、本会議での質疑は原則やらない方向で、やるときには議長の許可を得るという形にすることは皆さん御異議はないですね。すると、この文言の整理は、ちょっと私のほうに任せていただけませんか。事務局のほうとじっくりと辞書をひもといて決定したいと思います。どちらにしても皆さんのお気持ちは一緒だと思うんで、それでよろしいですか。——はい。では、この項目につきましては、今お話ししたように、質疑は慎むのか控えるのか、どちらかに決定すると思うんですが、そして、どうしても質疑をしたいときは議長の許可を得るという文言をこの申合せ事項に入れたいと思います。文言につきましては、事務局のほうに——私のほうにお任せいただきたいと思います。それで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認めます。そのようにして、この項目については終了といたします。ありがとうございました。

続いて2項目め、第3条第2号についてです。こちら無会派クラブから挙げられた意見になります。ここに挙げられている課題等について今後の取組や改善の必要性、条例改正の必要性について御意見ございませんか。はい、どうぞ。

○佐野委員 佐野です。ここは、課題として挙げられた2個目の、一般質問項目を取り上げ、委員会等で政策提案につなげることも必要ということで考えていまして、一般質問というのは自由度が本当に高いんですけども、それをちょっと発展させることが必要なんじゃないかというところで、できれば委員会の——委員会で必ず委員長から、今議会での一般質問で取り上げて検討する事項はあるかという確認を、例えば委員のほうに行うとか、そういうのはいかがかなというところで考えました。以上です。

○赤羽委員長 これについて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

入江委員。

○入江委員 一般質問は市政全般に行っていると思いますので、それを各委員会に振り分けて——議員の见解で、思いでやってると思いますので、それを各委員会に振り分けて政策提案につなげるというのも、ちょっと違うのかなと思います。

○赤羽委員長 そのほか。

染谷委員。

○染谷委員 皆さん、個人個人やってる一般質問自体が政策提案でありますので、その中でよっぽど緊急性があるものとかでしたら、また考えようがあると思うんですが、通常のものっていうのは、ちょっとどうかなというような気がいたします。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 私も、この一般質問で出たことに関しては、行政——執行部のほうが、それで何か動いていくっていう場合はあるとは思いますが、委員会でそれを取り上げてっていうことになると、ちょっとそれ一般質問、市政全般に関する質問ではあるけれど

も、それで取り上げる委員会で、ちょっとニュアンス的に違うのかな。また、取り上げる場合に、線引き——どういうふうにはこれは委員会で取り上げるか、どこまでだったら取り上げないか、そういう線引きもそれぞれの人で違ってくるんで、ちょっとあまりそぐわないかなと思います。

○赤羽委員長 そのほかございませんか。

佐野委員。

○佐野委員 それを各委員会で委員長のほうから、そういうのがあればという問いかけをするというところで、委員長からの問いかけに対して、そういったことではないということであれば、特に、一般質問で取り上げる項目はないという確認だけでも、できる。その時間があればいいかなあというふうな考えではいるんですが。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 佐野委員に確認なんですけど。例えば、仮に24人全員一般質問したとして、議員の一般質問を各常任委員会ごとに、この議員の質問はこの委員会だによってまず振り分ける作業、これも必要になりますよね。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 各常任に出席している委員の中から、この項目を委員会で取上げたいという意見があるかないかと確認だけでいいかなと思ってなんですけど。振り分けをしないで。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 分かりました。言ってることはよく分かりました。ただ、当然、全議員が一般質問——ほかの議員の質問も含め、自分の質問も、当然よく聞いてると思いますので、あえてその中で委員会で何か質問ありますかという問いかけるというよりは、議員の質問の中から、そういった政策提言につながるのもあれば、積極的に活用していきましょうよというような皆さんが共通認識でいれば、あえて委員会でそれを取上げなくてもいいのかなと思います。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 その質問に向けて、それを実現させるのが議員活動だと思いますので、委員会にわざわざ振り分ける必要はないと——取り上げる必要はないと思います。

○赤羽委員長 どうしてもこれは取上げたほうがいいなというような一般質問があれば、当然その委員会で、それをテーマにすることは、委員の提案でできますので、できないというわけじゃありませんので、委員会の中で委員の発議で、この議案について——案件について、もうちょっと勉強しませんかというような提案は委員会の中でできますので、それを禁止してるわけじゃありません。ただ、積極的に一般質問について、委員会の中で討議するのか。それとも、そういう問題ができたときに取り上げるのか、その差だけだと思うんですが。別に禁止はしておりませんのでこれ自由にできます。それを踏まえてこの件については、皆さんの御意見ですと、今までのままでいいというニュアンスだと思うんですが、いかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 では、これは今までのままでということで……。

一応採決します。今までのままでいいと言う方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 賛成多数です。そのように決定いたします。

続いて第3項目めです。第3条第3号について、こちら日本共産党、無会派クラブから上げられた意見になります。ここに挙げられている課題等について、今後の取組や改善の必要性——条例改正の必要性について御意見ございませんか。

金澤委員。

○金澤委員 常任委員会の中で、委員長のほうから必ずその委員間討議が必要な項目はありますかという問いかけをされてると思います。必要があれば、1人の委員でも必要だと言えばそれは委員間討議が行われているわけなので、共産党さんが言う、その執行機関との討議とはまたちょっと違うと思いますけれども、無会派クラブさんが言う、自由闊達な討議にならないというのはちょっと何か当たらないのかなって感じがするんですけど。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 今の金澤委員の発言のとおりでして、私たち共産党で、この1項目だけ私は基本条例に対し、検討をしてほしいというふうに思って、この1項目だけ提起しています。そもそも一般質問に市長が答弁台に立たないっていうのが、いや、不思議でならないんですよ。この10年、20年だけ合併して。本当に甚だしい。旧藤代町時代は、小林町長でさえも……

○赤羽委員長 それ問題発言です。

〔会議室騒然〕

○遠山委員 尊敬を込めてだよ、尊敬を込めて。

○赤羽委員長 「あの小林町長でさえも」というのは問題発言でしょう。

○遠山委員 じゃあ、あの小林町長がね。

〔発言する者あり〕

○遠山委員 「あの」っていうのが変なの。小林町長は旧藤代町時代、本会議はもちろん決算・予算委員会ももちろんそうだし、あと委員会にも出席してたんですよ。それで、当時は同じ日に開いてたということもあって、そのときは市長が呼ばれてるということで向こうの委員会に行ったり、こっち行ったりということで本当にね、議会に参加してたんですよ。市長は議会に参加していないのかなと思うくらい。ちょっとあまりにも甚だしい、全国どんな状況なのか調べてみたいと思ってんだけど、ちょっとあまりにも大変なんで……

○赤羽委員長 ちょっと話題からちょっとずれてますので……。

○遠山委員 (続) どう思いますか皆さん。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 一般質問で市長が答える答えないというところなんですけど、今の一問一答になって、議員の一般質問が何か自分も含めて、いい悪いは別として、すごい細かい内容の一般質問が増えてきて、別にその市長が答える内容であれば当然答えるんだろうけれども、もう既に部へたすると課に対する質問が多くなってきたから、市長の答弁が少なくなっているというのは、ちょっと冷静に見たときに僕はそう思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 どこかの町で最近、市長命令で、職員は共産党には——何か付度するのは、与党の議員には付度を、共産党議員には答弁しなくていいっていうような事件があったんですよ。全国報道されたばかりなんですけど。いや取手も、そういうことあるのかな。

〔発言する者あり〕

○遠山委員 いやいや、ちょっとそのくらい——そのくらい私、個人的にも受け止めているんです。大体、最初の質問っていうのは、登壇してすぐの質問っていうのは、大体大枠なところでやってるはずなんですよ、皆さん。私も、そうやって心がけてます。全体の筋論みたいなね。それで具体的に席に戻ってから質問していくということ。

〔発言する者あり〕

○遠山委員 そういう——いやいや、だから市長との自由闊達な討議、全くできていないということよ。だから、もう少し——何だっけ、車輪——車輪の問題が出るけど、市長と議員は対等だということで、議員は市民の声をしっかり届けているわけなんで、せめて登壇したときは、すぐ補足答弁させますで、もちろんいいんで市長は。できるので、それが。私はもう少し考えてほしいということで——考えるべきだということで、あえてこの1項目だけ、ほかは大体基本条例このままでいいだろうと私は思ってるんで。以上です。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 遠山さんの言うことよく分かって、私自身も、前市長も今の市長も、あまりにも一般質問に登壇しな過ぎるなど。今回の一般質問、2回ぐらい出た——ですよね。ちょっと少な過ぎるというのはあるので、それはこちらから、もう少し市長登壇してほしいなということはお願いしてもいいと思うんですが、何が何でも市長が答えなきゃいけないという問題でもないと思いますので、そこは——そこ一つだけ、もう少し登壇してほしいなというのは僕もあります。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。

入江委員。

○入江委員 今、染谷委員が言ったのに引き続いて、お願いであって、今回この文言を——文言というか、ここをいじる必要はないのかなと思います。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 一応課題を提出した会派としてなんですけども、ここに「自由闊達な討議を通して論点を明らかにし」というところがあるんですけども、これからすると、ちょっと今の話、これまでの話とちょっと違いますけれども、例えば委員会での休憩中の討議について、委員長が休憩明けに結果報告というのはあると思うんですけど、その結果報告に至った——結果に至った経緯、どのような意見が出て、こういった結果になったかというような報告なんかも取り入れてはどうかなというふうに考えております。

○赤羽委員長 委員会の討議は、休憩しないでやっています。ただ、意見の調整のために休憩することはありますけども、討議の途中では、休憩はまずしてないと思います。この項目について遠山さんのほうからも御意見がありましたけれども、この市その他の執行機関との自由闊達な討議と市長が登壇するということは、これ別問題だと思いますんで、先ほ

どの御意見は、ちょっとまた別の機会に御提案いただければと思います。それから、染谷委員のほうからも、市長の登壇が少ないというお話がありましたが、ですからこれは、この検証とは別問題として、後ほど執行部のほうに委員会として申し入れるかどうかという話をしたいと思いますんで、ちょっとこの検証からは外させていただきます。この検証——基本条例の内容については、それでは、このままですることによろしゅうございますか。——一応、採決します。この基本条例の条文については、このままにするということに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 賛成多数です。では、条文については、このままで行います。それから、先ほどの御意見については、後ほど検討する機会を設けたいと思いますんで、よろしく願います。続いて4項目め、第3条第4号についてです。こちら無会派クラブから挙げられた意見になります。ここに挙げられている課題等について、今後の取組や改善の必要性、条例改正の必要性について御意見ございませんか。染谷委員。

○染谷委員 これに対しては、以前、建設経済常任委員会でテーマとして取り上げたのは、やはり意見交換会で非常に意見が多かった公共交通機関ですけども、それによって取り上げておりますので現在でもやってると思います。以上です。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうですね。取り上げていただいている感もあるんですけど、委員会でちょっと——意見交換会で出た意見に対しての返答というところ、お答えをするというところの取組がちょっと重点的になっているので、その返答に対して、委員会でちょっとその後検討していくものがあるかどうかという確認なんかも行えるといいかなというふうに考えました。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 そもそも意見交換会自体、よく議長の——私もそうでしたけど、挨拶の中にありますが、より闊達な意見を出していただいて政策提案につなげられるようお願いしますっていうことを言ってるので、今までどおり、そういう目的を持ってやってればいいんじゃないかと思います。

○赤羽委員長 そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 議員の仕事として、市民の意見を市政に反映させるのが我々議員の務めかだと思います。これ意見交換会に限らず、議員それぞれの、いろんなお付き合いですとか、それから報告会ですとか、いろんな形での市民との接触があるかだと思いますんで、その辺から意見を吸い上げるということも議員の仕事だと思います。それについて、市民の多様の意見を的確に把握することに努めるということは、これは議員の職務として、皆さんそれぞれがやってることだと思います。ですから、意見交換会だけではなくて、その他のものも含めて、私は議員をやっていると思いますので、条文については、このままでいいと思うんですが、いかがでございしますか。

では、採決します。条文についてはこのままで、議員の行動規範として、そういう意識

を持って活動するという事で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認めます。では条文は、このままで進めたいと思います。以上です。

続いて、5項目——事務局、どうぞ。

○小笠原議会事務局長補佐 すみません。5項目めの資料についてなんですけども、こちらの資料のほうで御提出いただいた課題等について、無党派クラブという形で表記のほうをしております。これ正しくは、みらいさんのほうでしたので、大変申し訳ございませんでした。訂正のほうをお願いいたします。

○赤羽委員長 第3条第5号について、みらいから挙げられた御意見であります。ここに掲げられている課題等について、今後の取組や改善の必要性、条例改正の必要性について、御意見ございませんか。

染谷委員。

○染谷委員 確かに今、委員長報告、ただ単なる形式的なものになっていて、委員長報告してない議会もあるというふうに伺っております。また、委員長報告に対する質疑というのも、私も委員長のとき何回か受けましたが、そのときに思うのは、だったら委員会傍聴してろよと思うんですけど、そういう議員さんに限って委員会にいなかったりするので、質疑が受けられないっていうのもおかしいので、この事前にしっかり言っていたかないと、委員長のほうも急に質疑されても議事録を全部見直して、自分の意見を言うわけじゃないので厳しくなると思いますので、これ非常にいいかなと思います。これ、みらいさんから出た意見でしたっけ。——そうですね。はい。御意見ございませんか。

入江委員。

○入江委員 やはり議事録全て、今1日1委員会でネット配信もしております。議事録も全て事務局のほうにございますので、何か疑義を感じたときは自主的にそれを見ていただいて、本会議の中で委員長に対して質疑をするっていうのも、ちょっと変なのかなと思います。また、委員長報告ですが、委員長報告も、そのような状況なので簡略化して——しなくてもいいんじゃないかなと思っております。以上です。

○赤羽委員長 ちょっと待ってください。

すみません、ちょっと確認事項がありますので、ちょっと休憩の時間を取りたいと思います。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開いたします。

会議規則の第39条、委員会が審査または調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。2、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は議長が決める。3、4とあるんですが、審査の経過と結果は報告するというふうに会議規則で決められております。それから、ただこれ本会議に諮って、これを省略することもできます。今まで省略したケースが1回だけありました。

これは東日本大震災のときに、いろんな事情で会議を開けなくなったので、それを——最終的な会議は開いたんですが、委員長の報告を省略することに御異議ございませんかという形で、議長が皆さんにお伺いして、それで報告を省略したということはあったそうです。ただ原則として、審査の経過と結果は、委員長が本会議で報告するということに会議規則で決まっております。それを踏まえて、これからどうするかということですよ。

金澤委員。

○金澤委員 委員長の報告は、僕もやったほうがいいと思うんですが、そのやり方だと思います。そのやり方については、今ここで結論は出ないと思うんですけども、何ていうのかな、一部事務組合の報告に近いような形にしていくのか、どういう形にするのかというのは、ちょっと議論したほうがいいかと思います。

○赤羽委員長 そのほか。

遠山委員。

○遠山委員 私はせめて今までどおり——これまでどおりでいいと思います。それさえもなくなったら、あっという間に議会終わっちゃいますよ。

〔笑う者あり〕

○遠山委員 そんなに効率効率、求めなくてもいいと思います。

○赤羽委員長 議長。

○山野井議長 まず前提として、委員長がなぜ報告をしなければならないのかという視点で考えたときに、当時、今みたいに——今、ユーチューブでオンデマンドで24時間365日いつでも会議の内容を全て視聴——全世界の人が視聴できる状態になってるのは事実なんです。その当時は多分そういうものがなかったので、当然本会議でこういう議論があった、そしてこういう結果になったという報告は必然だったと思うんですね。いわゆる時代の変革とともに、議事の在り方というのは変わっても私はいいと思っています。感じていることは、委員長の裁量に任せられた報告になっていますので、とある委員に関しては、非常にまとまっており、いわゆる誰もが聞いても分かりやすくなっているものもあれば、ただ、一部抜粋を朗読するだけの報告の方法もあります。そういったものをやはり統一したほうがいいと思いますし、もし、それがどうしてもこの議論、例えば今できる——逆に考えたら委員長報告に対して質疑が何ができるのかと言いますと、できるとしたら、なぜその報告をしたんですかとか、その報告いわゆる委員長報告の中身ではなくて、委員長報告なぜこれを抜粋し、これを省略したのかとかそういう質疑はできると思うんですよ。もし、この質疑をどうしても取上げてほしいという理由があるのであれば、議長の許可を得てやったほうが論理的だし、聞いている意味もあるのかなと思います。多分時代の流れで——このいわゆる今見れないということはないので、果たしてここまでする必要があるのかというふうには感じています。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 今議長が言われたように、委員長の裁量に任せられてますので各常任委員会委員長、議運委員長、報告の仕方が違っているというのは、取手市議会にあることで、この議会によりましては、委員長まとめるのではなく事務局がまとめたものを読んでもというよ

うな議会もあるようで、そこは恐らく統一はされてるんでしょうけど、またそれはちょっと僕も違うのかなと思ひまして、やはり委員長自身がまとめなきゃいけないと思うんですが、その際の特にこうしろという、指導は今までなかったのも、やはり自分の思いでつくったというのがあるんで、もしも今後あるならそういうところもしっかり検討していかなくちゃいけないので、ちょっと今日決めるというのは難しいかなという気はいたします。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 いや改めて、委員長は本当に御苦労されているということで、本当敬意を表したいと思っているんですけども、やっぱり議会の形骸化につながらないように、やっぱりやるべきことは最低でもやるというところは、原則として守っていくべきだなと思います。本当に、この議案が決まり——決まったというけど、どういうふうにしてって思ってる人は、市民だったらユーチューブ見るなり、何かこう、議会事務局に問合せが来たりとか、そういう形で何らかのあれであると思うんでね、それはそれでやれる人はやってもらって大いに結構なことで、でもやっぱり私たち議会運営を——議会に参加して運営をつかさどってる私たちとしては、しっかり本来議会とはどうあるべきかというところで、形骸化につながらないようにしっかりやりましょうよと思って発言します。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 別に議会を形骸化させてるわけじゃなくて、先ほど山野井議長も言われたように時代の流れでそうなるんだから、それにあった——時代の流れで我々だってこうやってペーパーレスでやってるわけですから、ペーパーでやらなければ形骸化してるという……。だからそういうふうにするのだと思うので、これに関しては報告の仕方をもっと検討していったほうがいいんじゃないかと思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 それでは、ちょっとまとめさせていただきますが、基本条例はこのままにしておいて、議会に対する報告はするという形で、ただその方法については、時代の流れでいろんなツールもできたんで、それ昔ほど詳しくやらなくてもよくなったという、そういう社会情勢の変化を踏まえて各委員長にお任せするという事でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 基本条例についての検討は以上で——このままにするということで——この項目についてはこのままでということで異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認めそのように決定いたします。

次に、6項目め、第4条第2号についてです。こちらは、無党派クラブから挙げられた意見になります。ここに挙げられている課題等について、今後の取組や改善の必要性、条例改正の必要性について御意見ございませんか。

佐野委員。

○佐野委員 ここでの課題は、議員による積極的な条例提案を行うよう努めることということに対して、条例提案が必要であるという認識に至っていないとは書いてあるんですが、

ちょっとそういうことと別に、各議員のやっぱり知識だとか、特に新人議員ですとか、そういった議員に関しては、やはりちょっと条例起案のノウハウとか、そういった支援体制みたいなものを、やはりあったほうがいいかなという——会派でしっかりと討議する——話をするということもできますけども、例えば無会派でやったりした場合はちょっとなかなかそういうのも難しいということで、やっぱり条例提案に対する支援体制というものをちょっと見直していただきたいというような意思で提案しました。

○赤羽委員長 これについて御意見ございませんか。

金澤委員。

○金澤委員 何でもかんでも条例として提案すればいいというものではないと思うんですけども、各常任委員会ごとに重点事項テーマを絞っていろいろ活動をされてると思います。その中で、必要であれば条例を制定して提案するという形をとっていると思いますので、各常任委員会ごとに、そのテーマとか、また、いろんな調査研究してる中で、必要であれば条例提案していくんだと思うんですけども、今のところ実際そうになってないというのも事実だと思うんですけども。何て言うのかな、条例提案が必要かどうかも見極めた上で考えていかなきゃいけないのかなと思っています。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 議員による積極的な条例提案を行うよう努めることというのは、これ本当に議員の活動原則って上段で書いてありますけれども、本当に仕事の一つでもあるんですよ、大きな役割あります。私たちも何度かありましたけど、検討して準備進めたけれどもちょっとやっぱり時間間に合わないとか、無理があるねまだまだねえ、ほかの議員の賛同を得られるほど、まだ行っていないよね自分たちもね、というところでやめてしまったという経緯もあります。そのときに、何度か経験あるんですけども、まずは議会事務局に一応投げかけて一緒にちょっと手助けしてもらおう、支援してもらおうということでやっていたので、これまでどおりという形でいいと思います。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 条例をつくるって非常に大変なことで、国会なんか法律つくるのに、衆議院・参議院に非常に多くの職員が配置されてつくっているという事実もありますし、今のうちの議会事務局の人員体制で、これで——例えば各委員会で1本ずつ条例つくるんで、それをつくってくれて言ったら、とてもじゃないができないというところもありますので、やはりこれはしっかりとしたその体制ができないと、私どもも——議員というのは、どちらかと言うだけですから、こういう条例をこういう形でつくってくれていう形で、文言を考えるのは事務方の仕事になりますので、これは大変厳しいことになりますので、やはりそういう体制づくりはしていかなきゃいけないのかなと思います。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 私は、やはり議員が積極的に条例提案を行うよう努めることっていうことは、議員になっている私たちそれぞれが、これは踏まえてることだと思います。ただ、そういう事例がないとか、あと今、染谷委員も言ってたように、そういう体制をつていうところもあると思うんですけども、だからここで言う課題として挙げている条例提案が必要で

あるという認識に至っていないという考えではないと、私は、みんなそういう気持ちは持ってると思います。以上です。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと先ほどの私の発言に付け足す形なんですけれども、あくまでも議員——私たちは、うちのほうは会派を組んでるということで、会派として、これ繰り返し求めてきた事案は、ちょっと条例提案したいねということであれば、私たち議員が自ら条例をたたき台をつくって、その上で議会事務局にちょっと相談する。事務局は事務局で、そこで少し文言だったりってアドバイスもらうんだけれども、最終的には、執行部の法制課のほうにちょっと確認します。それが時間かかるけれどということで、本当に時間をかけながらも提案してきたっていうね。中小企業の条例提案なんかも前一度したことあるんですけども、そういう経緯があるので、これまでどおりということで、私は十分かな。あと、無会派の佐野議員のほうから発言あった支援というところであれば、今後、議会として、ちょっと研修の一つに、テーマにしてもいいのかなっていうふうに今、受け止めています。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 ちょっと私からも一言申し上げたいんですが、積極的な条例提案を行うことは必要かと思います。ただ、その条例をつくるだという——実績をつくるための条例みたいなやつも結構つくってるところがあるんですよ。何でこんな条例つくったのかって、こんなのつくなくてもいいんじゃないかと思うような条例をつくってる自治体もあります。それによって、これだけ条例をつくったんだっていうポイントを上げるための、そういう条例もありますんで、今まで取手市の場合を振り返ってみますと、結構我々が必要だと思った条例は、執行部のほうで考えてくれてつくってくれてるという、議会の議論を基に執行部で考えて条例化してくれたという案件も私は記憶があります。ですから、そういう意味では条例提案を行うことも必要ですが、ただ条例提案を行うだけじゃなくて、それが実際に機能するような条例であるかどうかという検証をすることも我々の仕事だと思いますんで、だから自分たちがつくなくても、行政のほうでつくってくだされば、それで私たちは提案した甲斐があったという、結果的にはそういう形になってると思います。ですから、この意識は必要ですけども、無理やり何かつくる条例ないかという形にする必要はないと思います。これ私の私見でございます。

遠山委員。

○遠山委員 これまで議会で一致できてつくったのが政治倫理条例ですとか、あとこのまさに議会基本条例、これも議会でみんなでつくったっていう、そういう経緯もあるので、何かポイント稼ぎに作るっていうのはちょっと私は初耳なんですけれども、ほかの自治体は……

○赤羽委員長 いや、実際にあるんです。

○遠山委員 （続）ほかの自治体、分かんないんですけど、そうじゃなくて、やっぱり市民にとって、取手市として必要なものは条例提案していけるくらいの技量というか、持っていたっていうのは本当、私たち認識していきましょうっていうところで以上です。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 それでは、この条例については、このままということではよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に第7項目、第4条第4号についてです。こちらは無会派クラブから挙げられた意見になります。ここに挙げられている課題等について、今後の取組や改善の必要性、条例改正の必要性について御意見ございませんか。

佐野委員。

○佐野委員 これに関しては、ちょっと前回令和5年の検証でも取り上げていた経緯はあるんですけども、ちょっとそこからまた大きく、その情報発信に対しての促進がどうかというところから取り上げさせていただきました。ただ一応検証も——再検証したんですけども、なかなかやっぱりちょっと難しいなというところで、やっぱり市民への情報発信に取り組む姿勢を今後、やっぱり続けて検討していくというような、ちょっと考えに至った次第です。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 佐野委員にちょっと質問しますけど、このチーム議会としての情報発信にもっと力をつけていうところで、この情報発信をもっとというところの具体的なイメージ、何がどういうふうにしたらいいのかっていう、そういうものはありますか。ただ抽象的なのか、何なのか。

○佐野委員 佐野です。今いろいろ発信の情報、SNS等も含めて、情報誌等もあるんですけど、ちょっとそれ以上考えたんですけど、なかなかやっぱり考えが至らなかったっていうところも実際ございます。ぜひちょっとこれを今後、やはり議会としての発信というのを市民に広げるためのやっぱり、皆さんも含めてお考えも検討を続けていただければというところに、ちょっととどめさせていただきたいと思います。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 ということは、具体的に頭の中で想像はできてないけれど、もっと情報発信をしたいという抽象的なイメージでの、この課題・提言ですか。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 佐野です。課題を上げることによって、ちょっとうちの会派からはなかなかその具体案というのが出にくかったんですけども、皆さん含めて検討していただく一つのきっかけになればというところの意思でございます。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 私はこの辺は条文をいじらなくても、個別にこれに対しては、チーム議会として情報を発信していけばいいんじゃないかというような。その一つ一つの事案に対して、そのとき検討していけばいいんじゃないかなと思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 提案者のほうの御意見も伺いますと、別にこの条文をいじる必要はないけれども、議員それぞれの努力義務として、情報発信に努めようという御意見だと思うんですが、そういう形でよろしいですか。——そうしましたら、この条文については、このまま変える必要はないということで。なお一層の情報発信に努めるという、議員は、そういう努力をするという意識を持っていただくということで、この項目については終わりにしたいと思います。

これについて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、以上7項目めは、そのままということにいたします。

続いて、本日最後の8項目めになります。第5条第1項についてです。こちら無党派クラブから挙げられた意見であります。ここに挙げられている課題等について、今後の取組や改善の必要性、条例改正の必要性について御意見ございませんか。

佐野委員。

○佐野委員 ここで課題を挙げさせていただいた——会派ごとに賛否を決めていることの弊害ではないかという、ちょっと強い言い方になってしまっているということは、ちょっとここは改めさせていただきますけれども。反対——特に賛成・反対、ここにある賛否の理由を表明すべきというところを、やはりしっかりと明記する必要があるんじゃないか。特に、賛成よりは反対の場合は、なぜ反対をしたのかという、やっぱり説明を市民は求めているという意見も直接市民からも多く聞きますので、そこら辺もちょっと明らかにすることも、考えの中に入れていく必要があるんじゃないかというふうに思いました。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 佐野議員が、会派ごとの賛否ってことは、あまりこだわらないってことなんですけど、私どもは政党に属してまして、例えば取手市議会と言えば、公明党、共産党ってのは、ほとんど同じ賛否になるはずなんです。ほかの会派の皆さんも志を同じにしているので、ほぼほぼ同じにならなきゃおかしいわけで、半分も賛否が分かれるようでしたら一緒に会派を組む必要性がなくなってしまうので、その辺は当然なのかなと思うんです。会派ごとしていうのは、ある程度は。それで、賛否の理由を必ず言うとなると、反対の議員——よく共産党さんは反対多いけど、4人とも全員本会議で言わなければいけないみたいな形になってしまうので、今のところ代表の方が反対の理由をきちっと言われてるんで、今のままで特に大きな問題はないんじゃないかなと思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 以前も——特に以前は陳情とかも多かったりした頃かな。請願・陳情に対して、何か黙って反対されて何か腑に落ちないっていうような意見もあって、申合せかなんかで、なるべく——なるべくというか原則、反対の場合は討論をしよう、討論に参加しようということは、ちょっと何か議論したことがあったんですよね。ただ、だから最近少し、ちょっとはしより過ぎてるのかなっていう、ちょっと懸念というか、ちょっとあったけど。

〔発言する者あり〕

○遠山委員 申合せではなかったかな。ただ議運で、そういう話はあった経緯があります。多分、申合せはなかったか。

〔発言する者あり〕

○遠山委員 元議長だから、よく分かってるだろうけど。ただ、反対の理由くらいは、やっぱりそれは必要だねっていうのは議論したことはありますので、ちょっとその辺で努力しましょう。

○赤羽委員長 遠山委員。その話は、反対の理由をここに明確にするためには、やっぱり反対討論やっただくしかないんですよ。一人一人、反対討論やるケースはありますし、それから会派でまとめて反対討論をやる方もいらっしゃるでしょうし、ただ反対討論することによって、どうして反対したかということがはっきり分かりますので。それから、会派ごとに賛否を決めていることの弊害ではないかとありますけども、これは先ほど染谷委員がおっしゃられたように、会派の中でも、中には賛否が分かれる場合も、かつてありました。これは案件によっては致し方ないことというふうに思っておりますので。ですから、これについては別に弊害ではないと私は——会派が弊害だと言う、おっしゃってる方も、もう議員をやめた方でいらっしゃるんですけども。

そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 そうしますと、条文については、このままでということではよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしということで、条文についてはこのままで、もし反対の意見のある方は積極的に反対討論すると、賛成の方は賛成討論するというところで、この項目については終了させていただきたいと思います。以上で、本日検証することとした項目番号1から項目番号8までの8項目についての検証は終わりました。次回、残りの項目番号9以降の検証を行いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、協議事項の2、一般会計予算・決算審査特別委員会についてです。8月27日の委員会において金澤委員から、今後の一般会計予算・決算審査特別委員会の在り方について、議会運営委員会の中で議論してはどうかという提案がございました。現在、一般会計予算・決算審査特別委員会については、補正予算を除いた取手市一般会計予算・決算に関することを審査目的に、委員定数10名で、令和6年6月29日から令和8年2月14日までの審査期間で設置されています。委員会の審査目的、範囲、方法、委員の定数や構成などについては、これまでも議員の皆様から様々な意見が出されているほか、令和7年第1回定例会には、予算・決算の委員会審査に関連した請願が提出され、議会運営委員会において、請願審査を行った経緯もございます。本日は、今後の一般会計予算・決算審査特別委員会の今後の在り方について、委員の皆さんから御意見をいただきたいと思います。御意見ございませんでしょうか。

金澤委員。

○金澤委員 いずれにしても、来年の2月14日で特別委員会の任期を迎えるので、次ど

ういう形にするかというのは、もう遅くとも12月の定例会までには決めなきゃいけないというのは、これはもう皆さん共通の認識だと思うんですけども、この予算や決算については、10年——もっと前からかな。どういうやり方がいいかって、いろいろ検証してきて、予算委員会・決算委員会それぞれにつくってみたり、1年単位でやってみたり——それで、今のような形になってきたと思います。今の2年、2年という形が3回目かな……。僕も特別委員会を傍聴したり——実際に傍聴したり、ユーチューブで拝見したりしてますけれども、また会派の中で、実際その委員会審査に当たる準備なども打合せなどもよく聞いてますけれども、この委員会の進め方については、おおむねこのやり方でいいんじゃないかなというような認識を持たれてる方が多いんじゃないかと思いますので、どういうやり方について——どういう形にするかというのは皆さんと議論していきたいと思えますけれども、そろそろこの予算と決算の在り方については固定して、ある程度こういう形にしよう決めても、いい時期なんじゃないかなと思います。私個人の意見としては、2年・2年で、その都度、目的や人数などを決めるよりは常任委員会という形で決めて——当然2年ごとに、委員の入替えとかはあると思うんですけども、そういう形で決めておくのがいいのかなというふうに思っている次第でございます。以上です。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 ちょっとお聞かせ頂きます。常任委員会というと、会派ごと——会派から代表という形ではなく、今のほかの委員会のように振り分けというような形になるんでしょうか。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 これは後の議論になってくると思うんですけども、基本的には今の何ていうのか案分という形でいいんじゃないかなというふうに私は考えてます。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 特別委員会と常任委員会の違いというのが、ちょっとまた改めて、どうなんだっけという感じなんですけど、いずれにしても、今の提案は、今ある三つの常任委員会プラスもう一つ、常任委員会をということで、今のこの24人の人数を3で割ってたものが、4で割って常任委員会をということなんですか。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 人数とかは後で決めるんですけども、3つの常任委員会は当然、今までのとおりで、同じ、それ以外にもう一つ、常任委員会をつくるということで、もし仮に常任委員会にするのであれば、今多分、規則か何かで、一人1つの常任委員会に所属するとなっていると思うので、その改正は必要だと思います。

○赤羽委員長 染谷委員。確かに今ずっとこの形で来ておりまして、私どもが議員になったときには、そのたび予算なら予算委員会——特別委員会をつくって終わると解散。決算ならつくって終わると解散ということをやってたんですけど、今、通年でやっていますので、特別委員会とよりも、ほぼ常任委員会になっているんじゃないかなというのがあるので、先ほど金澤さん言われたように、内容別として、常任委員会化もいいんじゃないかなというふうに思います。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 一つお聞きしたいんですけど、特別委員会とそれを常任委員会にした場合にはどのような違いがあるのか。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 特に大きな違いはないと思います。ただ、仮に特別委員会、今の状況だと2年という任期で、その都度その都度2年ごとに全部決め直して、特別委員会を設置するという形になるものが、常任委員会という形になれば、人数とかそういったものは、何か変えたいなというときにその都度条例改正をするという形になる。それ以外に何かデメリットデメリットがあれば、逆に事務局に伺えればと思うんですけど、いかがでしょうか。

○赤羽委員長 事務局、蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 議会事務局、蛭原です。今、議員提要のほう通知を発信いたしましたので御確認いただきたいと思います。議会での委員会の設置については、地方自治法それから取手市議会の委員会条例のほうで決められております。メリット・デメリットというふうな今お話ございました。予算決算審査委員会を仮に常任委員会にするといった場合にメリットとしては常設となりますので、先ほどからお話出てますように、設置の議決ですね。それを何年かに1回とか改選後とかにやる必要がなくなるということが一つあります。また、議案等の付託をする際にこちらも特別委員会は議決必要なんですけれども、こちらも常任委員会ですと議決の必要がなくなります。また仮に、今常任委員会のほうに一般会計の補正予算、付託しておるんですけれども、常設の予算委員会ということになれば分割付託は避けられるのかなといったメリットも考えられるところです。それからデメリットというより注意事項という形になるんですけれども、もし仮に、予算なり決算の委員会を常任委員会にする場合、所管事項を明確に定義する必要があるございます。これを条例のほうに明記する必要があるということで、先ほど議員提要のページ見ていただきたいんですけれども、2条のところに各常任委員会の名称、所管事項、委員数、こちらを必ず明記しなければなりません。これは条例の一部改正ということで、議会の本会議で議決が必要になってきます。これを明確に定義する必要があるということで、一般会計のみなのか特別会計も含むのかとか、当初予算と決算だけなのか、それとも補正予算も含むのか、こういったところを明確にする必要があるございます。もし仮に特別会計ですとか補正予算も含めるとなるとかなりの審査ボリュームになってきますので、現行の3常任委員会との所管事項、それから審査日程とのバランスというのをちょっと考えながらこの委員会条例の改正というのを考えていく必要があろうかというふうに思います。私からは以上になります。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 詳細にわたって説明ありがとうございます。私が——私の考えですよ、考えてるのはやり方とか、所管するものは今の特別委員会と全く同じでいいんじゃないかな。例えば、補正予算を分割付託するしないという話も、今までどおり、基本的に補正予算は各常任委員会に分割付託でいいんじゃないかなという考えです。

○赤羽委員長 ちょっと私から一言。かつて補正予算も特別委員会に付託したことがございました。そしたら、委員会で審査することがなくなっちゃった。委員会がね——本当

にすかすかになっちゃった委員会があって、それで、戻したという経緯もありますので、意識の中に入れておいてください。

そのほか御意見ございませんか。

佐野委員。

○佐野委員 私からは以前請願にも出されましたけれども、やはり少数会派ですとか、あとは無会派という議員のやっぱり参加というか、そこを辺の公平性というものがちゃんと担保できるのかどうかというか、考えに入るかどうかというののちょっと検証していただきたいと思います。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 もちろんそれは考えなきゃいけない問題でありますし重要だと思っておりますが、私の試案の段階ですけれども、今と同じ人数でやっていけたらなと思っておりますし、仮に例えば、先に出てきた請願のような御意見が大きくなってきた場合は、そのときはまた議運でその条例を改正して定数を変えとかというのはいつでもできると思います。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 さっき、先ほど金澤委員が言ったように、決算予算、これはもう10年、それ以前からのやってきて、いろいろな試行錯誤しながらやってきたんで、そろそろここで答えを出すという意味では、いいのかなというふうに思いますし、それが、金澤委員が言ったその枠をきちんとするっていう、常任化するっていう、私もそれは賛成ですが取りあえずそういう結果をそろそろ出したほうがいいんかなというふうに思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 かつて特別委員会で単発でやっていたとき、最初、決算委員会、予算委員会それぞれが別々の特別委員会をそのたびごとに設置して、終わったら解散するというのが一番最初の形でした。それが、決算・予算特別委員会になって、それから任期が2年になった。こういう経緯をたどって現在にあります。それで、現在の情勢を見てみますと、今までは特別委員会、審議終わる——目的を達成したらば、特別委員会は解散するのが本来の形でしたが、現在の形を見ると、任期の半分をずっと、その委員でいるわけで、ほぼ常任委員会に近い形になってるわけですね。そういう意味では、この形をこれから続けていくのであれば、金澤委員のおっしゃるように、常任委員会として定義づけたほうがいいんじゃないかという私の私見でございます。それで、特別委員会というのは、その時ごとに設置してその目的が達成されたらば解散するというのが原則なんですね。今は解散してませんので、常任委員会の形に近い形になっているんで——という私の意見でございます。それについては、まず常任委員会にするのか。それとも、特別委員会のほうでいくのかという結論を出してから、

次の項目に移りたいと思うんですがいかがでございましょうか。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 少数会派の共産党会派としては、ちょっと持ち帰り——ここまで具体的な提案とはちょっと全然思っていなかったのも、ちょっと持ち帰りにしていただきたいと思

ますが。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 別に急いで決めたいという意味じゃないんですけれども、手続の時期として、2月の14日に特別委員会がもうなくなるということは決まってるじゃないですか。これ、いつまでにこの形を決めないと間に合わないかちょっと事務局にお尋ねしたいんですけれども。

○赤羽委員長 蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 議会事務局の蛭原です。先ほどからお話出てますように条例改正のタイミングということなんですけれども、可能であれば12月議会中に行っていただきたいというところと、どうしてもそれが間に合わないということであれば、例年というか、委員会の改選の時期、例年、臨時議会のほうに行っているかと思います。そのタイミングで、ぎりぎりのタイミングになってしまいますけども条例改正、2回のタイミングが考えられるかなというところです。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 そうすると、もう1回特別委員会をつくるのか、それとも常任委員会にするのかという、その結論自体は——その結論も12月定例会であれば間に合うということでもいいですか。

○蛭原議会事務局次長 はい。そのとおりとなります。

○赤羽委員長 それでは今、遠山委員のほうから持ち帰りたいという御意見がありました。が、それについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認めます。持ち帰って協議いただく事項としまして、1つは、特別委員会のままでいいのか、常任委員会にするのかという、この件と。それから審査目的、当初予算・決算のみなのか、それから補正予算も含むのか。それから、もう1つは、特別会計をどうするのか。特別会計は今、決算・予算特別委員会に付託されておられませんよね。特別会計は、各常任委員会でやってます。だから、そのままいくのか。それとも全部、決算予算特別委員会に持っていくのか。その辺の結論も出していただきたいと思います。それから、あとは委員定数を10人のままにするのか、それとも減らすのか増やすのか。そして、とにかく全員でやらない限りは案分になるかと——案文にするのが一番公平だと思いますんで、案文になるかだと思いますんで。ですから、少数会派に配慮という御意見がありました。が、やっぱり案文にするのか、それとも、それ以外の方法で、もしやりたいという御要望があれば、その意見もつけていただきたいと思います。それから、あと審査期間、現在2年ですけれども、この審査期間が2年でいいのかどうか。その辺のところも、ぜひ検討していただいて、12月の議会までには結論を出したいと思いますので、皆さんの会派での御検討をお願いいたします。

金澤委員。

○金澤委員 ごめんなさい、戻っちゃうんですけど、日程に。12月の議会中に決めるということなんですけど、議運って最後じゃないですか日程的に、それでも大丈夫。

○赤羽委員長 次長。

○蛭原議会事務局次長 議会運営のタイミングとしては、開会前にも1回やっておりますので、そこで大枠を決めていただいて、最終日前に、またこういった形で議会運営委員会で最終決定という形であれば問題ないかなというふうに考えております。

○赤羽委員長 では、この件については、12月議会前の——12月議会の日程を決めるための議運がありますんで、そのときに検討したいと思いますので、それまでに会派のほうの御意見をおまとめいただきたいと思います。

遠山委員。

○遠山委員 そうすると、そのときにこの基本条例の検証は……

○赤羽委員長 検証はまた別。

○遠山委員 今度、議運のメンバーも2月で変わりますもんね。

○赤羽委員長 変わります。

〔発言する者あり〕

○遠山委員 もちろんそうなんだけど、それも一緒に。

○赤羽委員長 それは、これからお話ししますんで、ちょっとお待ちください。

○遠山委員 そうですか。

○赤羽委員長 じゃあ、この件については、予算決算特別委員会の件については、そういう形で、12月前の開会前の議運までに各会派で御意見をまとめていただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 そのように決定させていただきますんで、よろしくお願いいたします。

続いて、協議事項の3、その他です。

初めに、iPadの活用についてです。8月27日の委員会で、皆さんから御返却いただいた24台の旧iPadのうち、18台は執行部でキャッシュレス決済用レジ、翻訳機として活用することが決定しております。残り6台について、議会での活用方法について御意見ございませんか。

染谷委員。

○染谷委員 6台の活用方法について何か意見があるかということですか。

○赤羽委員長 そうです。

○染谷委員 はい。

○赤羽委員長 ですから、もし意見があればあれだし、意見がなければ、その都度、議長にお任せするというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 じゃあ、議長一任ということで。議長、よろしくお願いします。

そのほか議長や委員から御意見、何かございませんか。

事務局、蛭原次長。

○蛭原議会事務局次長 議会事務局の蛭原です。事務局のほうから少し御提案というか、ご検討願いたい事項が1点ございます。傍聴手続の今後の在り方についてです。きっかけ

としては、スマホ市役所、今導入が決まっております。これに伴いまして傍聴手続も、現行のこういった紙への記入ではなくて、オンライン化できる可能性があるのかなということで、今検討しておるところなんですけど、その前段として傍聴手続、特に住所氏名の記入、こちらを現行のままでいいかどうか今後検討していただきたいという御提案です。考えるポイントとして、ちょっと3つほどございますので、ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。

○赤羽委員長 はい。

○蛭原議会事務局次長 まず1点目なんですけれども、傍聴カードに記載する氏名、住所、こちらというのは個人情報に該当するんですけれども、個人情報を取得する場合には目的というもの——利用目的というのを明示する必要があるんですけれども、今現在ちょっと明示ができておりません、しておりません。これがまず1点目でして、個人情報を収集する目的が傍聴者に分かりづらいのではないかとというのが1点ございます。この個人情報を収集する目的は、恐らくなんですけれども、議場・会議室の秩序を維持するためかと思われます。これ昔からやってるものなので、はっきりしたことは分からないんですけども、恐らくこういった目的で、傍聴カードに住所・氏名を記載させているということだと思います。ただ、本当に秩序維持に役立っているかというのは疑問な点が、ちょっとあるかと思います。昔からいらっしゃる議員さんはよく御存じだと思うんですけども、住所、氏名な傍聴人の方が傍聴席で騒ぎ立てて、警察が出動したといったような事態がございました、過去に。もう大分昔になるんですけれども、ですので住所、氏名の特定が、秩序維持には必ずしもつながるわけではないのかなというところがあります。それでしたら、むしろ——今、会議室内というのは録画されてますけれども、傍聴席ですとか入り口辺りに防犯カメラを設置したほうが、むしろ秩序維持には効果的なのかなという見方もできますと思います。もう1点、3点目なんですけども、全国の議会の中でも、傍聴人に住所、氏名を書かせない議会というのが増えてきております。2024年の全国市議会議長会の調査によりますと、全国の815市議会のうち125の市議会、割合にすると大体15%ぐらいなんですけれども——が本会議の傍聴において、住所、氏名の記入を求めているといったようなことがあるそうです。年々増えているというふうな調査結果が出ております。こういった観点から、傍聴手続、今後の在り方ということで——今すぐここで結論を出してほしいということじゃなくて、今後、検討課題としていただきたいということの御提案です。私からは以上です。

○入江委員 ちょっと事務局に確認したいんですが、過去今まで、傍聴者の住所、氏名を使って何か問合せとか、こちらからしたことはございますか、何か問題があつて。

○蛭原議会事務局次長 私の記憶している限りでは、傍聴カードの情報を使って何がしか行ったということはないです。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 私の記憶でも、22年間の記憶でも、ございませんので、あえて今はその住所、氏名は省いてもよろしいんじゃないかと思います。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 ただいま次長から御説明いただいたように、例えば防犯カメラ的なものということで、議場内でしたら議会で確認できますけど、議場外にもし設置した場合に、そのカメラの確認は誰ができるようになるんでしょうか。

○蛭原議会事務局次長 庁舎管理者ということになりますので、この議会棟の庁舎管理者は議長【「議長」を「市長と議長」に発言訂正】になります。以上です。

○赤羽委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 ちょっと私の私見を述べさせていただきますと、住所氏名は私は不要だと思います。ただ、何人、傍聴人がいたか。問いかけのために、傍聴する人はその名前の書いてない、何らかのカードをこの中に入れてもらうとか、そういうほうもあったらいいかなというふうに思ったこともあります。以上です。あとは、住所、氏名については、不必要ということで、ここで結論を出してもよろしいですか。

○金澤委員 今決めちゃうの。

○赤羽委員長 どうしよう、後にしますか。

〔発言する者あり〕

○赤羽委員長 では、持ち帰りということで。

以上です。あとは……。

事務局。

○小笠原議会事務局長補佐 議会事務局の小笠原です。最後に報告のほう、3点ほどございます。

1点目なんですけども、最終日の請願の採決についてです。請願第13号、小貝川ポニー牧場核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願については、一部採択となっております。請願第13号については、委員会において、4つの請願事項について個別に採決が行われました。請願事項1が、趣旨採択、請願事項2が趣旨採択、請願事項3が趣旨採択、請願事項4が採択となっております。したがって最終日、請願事項の1から順に、採決のほうが行われますので、よろしくお願いいたします。

2点目でございます。先ほど次長のほうからも少し発言のほうございましたが、2月の臨時会の件です。少し先にはなるんですけども、現在の委員会の任期のほうが2月の14日までとなっておりますことから、通常ですと、その辺りの日程で臨時会のほうが行われる可能性がございます。

3点目でございます。最終日に写真撮影のほうをさせていただきたいと考えております。定例会の最終日の散会后、議場内で議員の皆様の写真撮影をさせていただきたいと思っております。撮影した写真につきましては定例会のお知らせのホームページ等で使用のほうさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○赤羽委員長 染谷委員どうぞ。

○染谷委員 写真撮影の際の服装は、どうなるのでしょうか。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 服装につきましては、特にワイシャツにネクタイジャケット

みたいな形で今現在議会の縛り自体がないので、個人にお任せするような形になると思います。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 臨時会についてなんですけど、今、来年2月のカレンダーを見てるんですけど、14日15日が土日になりますよね。13……。

○小笠原議会事務局長補佐 委員の任期が2月の14日までという形になっておりますので、通常ですと、それ以降になるかなと思います。

○金澤委員 分かりました。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 さっきの写真撮影なんですけど、この後、ここにいる人分かったけど、全員に周知しますか。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 あした、あさっての配付資料のお知らせのメールをさせていただくんですけども、そのときに写真撮影があるという旨は一緒にメールの中に入れさせていただこうと考えてます。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 写真撮影は、これ個人撮影ですか、集合写真。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 失礼いたしました。集合写真になりまして、議席に座っていたら写真撮影を全体撮影させていただきたいと考えてます。

○赤羽委員長 そのほか、よろしいですか。

事務局、どうぞ。

○蛸原議会事務局次長 すみません。先ほどの御説明でちょっと訂正をさせていただきたい部分がございます。防犯カメラの御質問で私、庁舎管理——こちらの議会棟について、議長というふうに申し上げたんですけど——管理者を議長と申し上げたんですけども、市長も含むということで、市長と議長という形で、ちょっとごめんなさい、訂正をさせていただきたいと思います。

○赤羽委員長 訂正を認めます。そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 これで以上をもって、この委員会を閉会させていただきます。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 _____